

2018年9月

2014年に三菱UFJ信託銀行のNISA口座で投資信託を購入し  
2018年8月31日時点で継続して保有しているお客さまへ

三菱UFJ信託銀行

### **【NISA】非課税期間終了時のお手続きについて**

2014年にNISA口座でご購入された投資信託は2018年12月末に非課税期間が終了となります。

お客さまのNISA口座において、2018年8月31日時点で2018年12月末に5年間の非課税期間を満了する預り(2014年勘定分のNISA預り)がある場合は「【NISA】非課税期間終了に伴うお手続きのおしらせ」等を9月下旬よりお送りいたしますので、内容をご確認いただけますようお願いいたします。

なお、お手続きが必要な場合は、2018年11月30日を期限としておりますので、お早めのご対応をお願いいたします。

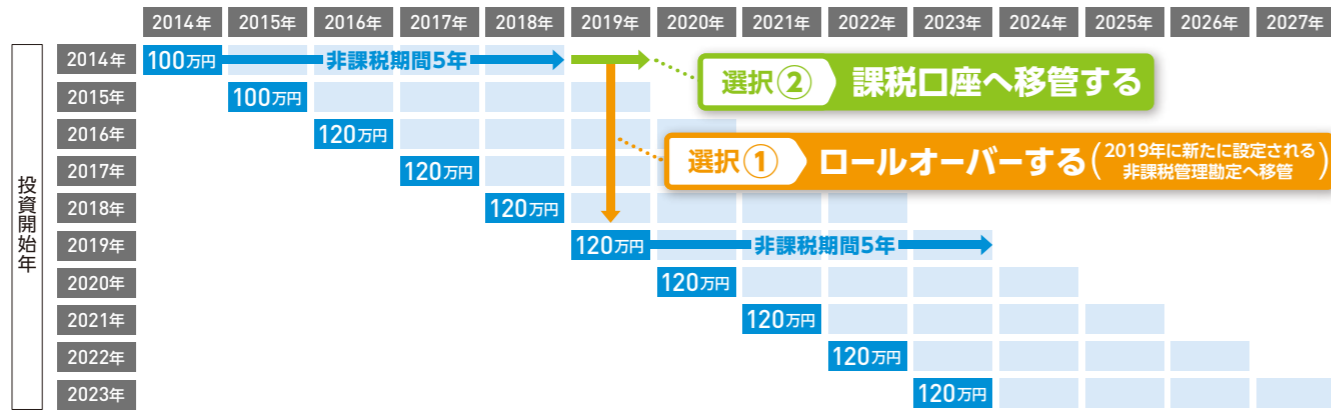
お問い合わせにつきましては、お取引店までお願いいたします。

以上

# 非課税期間終了に関するご留意事項

## 1 非課税期間終了時の取扱い

NISAの非課税期間は最長5年間のため、2014年にNISA預りで購入された上場株式等は2018年12月末をもって非課税期間が終了します。非課税期間終了時の取扱いを以下の2つからご選択いただけます。



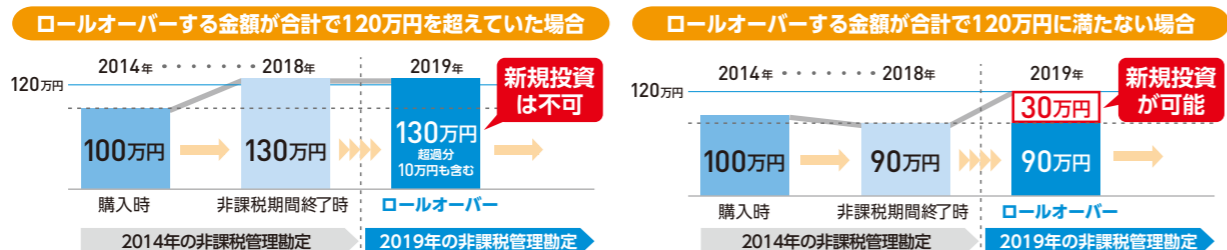
2014年から毎年NISA非課税管理勘定を設定した場合のイメージです。

## 2 選択肢ごとのご注意事項

### 選択① ロールオーバーする を選んだ場合の注意点

1 ロールオーバーする場合はお手続きが必要です。同封の「非課税期間終了に伴うお手続き方法について」をご覧ください。

ロールオーバーした分(2018年12月の最終営業日の時価)は2019年のNISA非課税管理勘定を使用します。



**ポイント** 2019年の非課税枠120万円を超過した分もロールオーバーできますが、非課税枠を全て利用してしまうため、**新規投資はできません。**

**ポイント** 2019年の**非課税枠120万円に満たない分**は新規投資ができます。

3 ロールオーバーをご希望される場合は、2019年1月1日に当社でNISA非課税管理勘定が設定されている必要があります。現在のNISA口座の状況が以下にあてはまる場合、お手続きが必要になります。

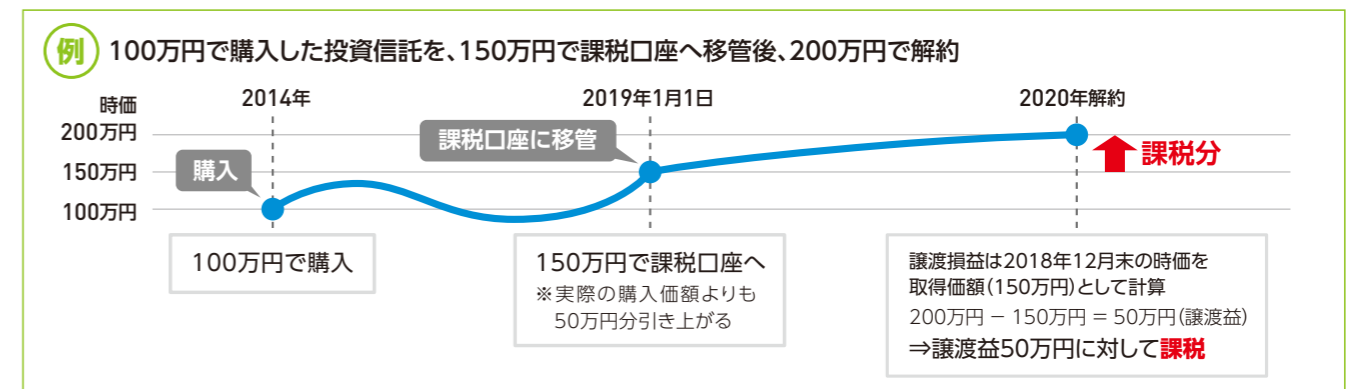
つみたてNISAで取引している	NISAへの勘定変更手続き※
他社でNISA(またはつみたてNISA)を取引している	他社からの金融機関変更手続き
当社の非課税管理勘定を廃止した	非課税管理勘定の再設定

※つみたてNISAを利用した定期定額購入契約は、当年をもってすべて解約となります。なお、すでに積立により保有されている上場株式等は非課税期間終了まで非課税でお預り致します。

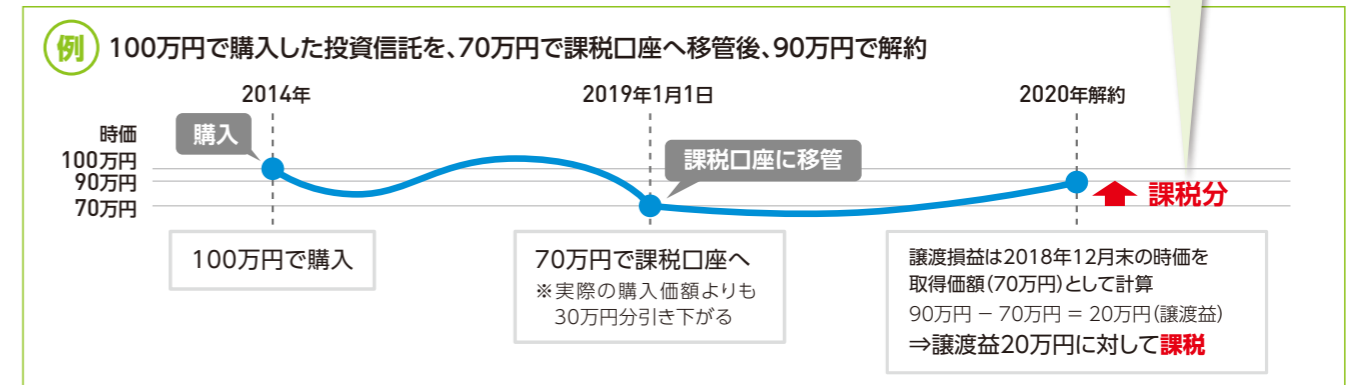
4 NISA口座と他の口座(特定口座・一般口座)との損益通算等はできません。

### 選択② 課税口座へ移管する を選んだ場合の注意点

2018年12月の最終営業日の時価が課税口座における新たな取得価額となり、**譲渡時には新たな取得価額を基に課税**されます。(課税口座へ移管後損益通算ができます。)



**!** 課税口座へ移管時の時価が当初の購入額より下落している場合でも、その後時価が上昇した際に解約すると、課税口座へ移管時の時価との差が譲渡益となり課税されます。



## 3 取引上のお取扱いについて

- (1) 2018年12月末に非課税期間が終了する上場株式等についてロールオーバーご希望の場合は、同封の必要書類を弊社へご提出ください。(2018年11月30日弊社必着)
- (2) ロールオーバーに必要な書類をご提出いただけない場合、非課税期間が終了する上場株式等は2018年12月の最終営業日の時価により特定口座※(未開設の場合は一般口座)へ移管させていただきます。
- (3) 税務署の非承認や書類の不備等により、2019年1月1日に2019年のNISA非課税管理勘定が設定されていない場合には、2014年にNISA口座で購入された上場株式等は2018年12月の最終営業日の時価により特定口座※(未開設の場合は一般口座)へ移管させていただきます。
- (4) ロールオーバーをお申込みいただいた場合でも、解約は可能です。ただし、裏面「4.非課税期間終了日をまたぐ取引の取扱いについて」のお取引についてはご注意ください。
- (5) 2018年中に「NISA預り」の解約を希望される場合は、「受渡日」が2018年12月最終営業日以前となるようお手続きください。

※特定口座を資産運用口座(プライベートアカウント等)で使用されている場合は一般口座へ移管されます。課税口座へ移管するファンドと同銘柄のファンドを一般口座で保有されている場合は、一般口座へ移管されます。特定口座をお持ちの方で、一般口座への移管を希望される場合には郵送によるお手続きはできませんのでお取引店までお願いします。

# 非課税期間終了に関するご留意事項

## 4 非課税期間終了日をまたぐ取引の取扱いについて

お申込みから受渡し非課税期間終了日(2018年12月末)をまたぐお取引は、非課税期間終了時のお取扱いにより、年末と年初の「預り区分」が変わる場合がございます。そのため、ご注意いただきたいお取引及び一部のお取引の制限についてご案内します。

### (1) 非課税期間終了日をまたぐ「NISA預り」のお取引の注意事項

選択肢	取引の種類	お手続き上の注意点
選択① ロールオーバーする	「NISA預り」の購入	ロールオーバーにより2019年のNISA使用可能額は少なくなります。したがって、非課税投資枠を超過した場合、「課税預り」での購入となります。
	「NISA預り」の解約	お申込みファンドを異なる年のNISA非課税管理勘定で保有している場合、「NISA適用年」が古いものから順に解約いたします。 例1) 同一ファンドを2014年、2015年にNISA預りで保有されていた場合、2014年に購入されたファンドは2019年1月1日にロールオーバーにより2019年のNISA非課税管理勘定に移管されているため、2015年のNISA非課税管理勘定でお持ちのファンドが優先的に解約されます。 例2) 2014年のNISA預りと同一ファンドを他の年のNISA非課税管理勘定で保有されていない場合は、2019年1月1日にロールオーバーした2019年のNISA預りが解約されます。
選択② 課税口座へ移管する	「NISA預り」の解約	解約のお申込み日のタイミングによっては、取引不成立または課税口座(特定口座または一般口座)での解約となる場合がございます。なお、「特定口座(源泉徴収あり)」かつ「精算日が1月4日となるお取引」に該当する場合、源泉徴収日は1月7日となります。

### (2) お取引の制限

2018年12月末に非課税期間が終了するご契約をお持ちの場合、一部のお取引を制限します。

#### 窓口・三菱UFJ信託ダイレクト

対象取引	非課税期間終了日をまたぐスイッチング取引
------	----------------------

#### 三菱UFJ信託ダイレクト

制限時間	2018年12月28日(金) 15:00~12月29日(土) 21:00
対象取引	投資信託にかかる取引(購入、解約、スイッチング)

●三菱UFJ信託ダイレクトは2018年12月28日(金) 15:00から非課税期間終了に伴うシステムメンテナンスを行います。システムメンテナンス終了後、投資信託のお取引画面の内容は非課税期間終了後(2019年1月1日)の状態を表示しております。お取引時にはご注意ください。

●三菱UFJ信託ダイレクトは毎週土曜日21:00~日曜日7:00は定期メンテナンスのためご利用いただけません。

## 5 よくあるご質問

### Q1 | ロールオーバーとはなんですか？

**A** NISAの非課税期間は最長5年間のため、2014年にNISA口座で購入された投資信託は、2018年12月末をもって非課税期間が終了となります。非課税期間が終了した投資信託を2019年に新たに設定される非課税管理勘定へ移管することをロールオーバーといえます。

### Q2 | ロールオーバーするには手続きが必要ですか？

**A** ロールオーバーするには2018年11月末までに当社に「非課税口座内上場株式等移管依頼書」(以下移管依頼書といいます)をご提出いただく必要があります。また現在他行でNISAをご利用されている方やつみたてNISAをご利用の方は、移管依頼書のご提出に加え、2019年のNISA非課税管理勘定設定の手続きが必要になります。

### Q3 | 何も手続きしないと来年からどのような取扱いになりますか？

**A** 課税口座(特定口座または一般口座)へ自動的に移管され移管後に生じた譲渡益、分配金等は課税されます。

### Q4 | ロールオーバー対象となる投資信託の合計残高が120万円を超えています。全額ロールオーバーすることはできますか？

**A** 120万円を超えていた場合でも、全額ロールオーバーが可能です。ロールオーバー時に限り、120万円の上限額が撤廃されています。

### Q5 | ロールオーバーをしても、2019年に新たに非課税で投資信託を購入することはできますか？

**A** ロールオーバーした分、2019年のNISA非課税管理勘定を使用しますので、その分、新たな非課税投資可能額は少なくなります(120万円を超えてロールオーバーした場合は新たな非課税投資はできません)。

### Q6 | 2014年にNISA預りで購入した投資信託に利益が出ています。売却益を非課税で受け取るには、いつまでに手続きすればよいですか？

**A** 受渡日が年末最終営業日(2018年12月28日(金))以前となるようお手続き願います。

### Q7 | 他の金融機関へロールオーバーすることはできますか？

**A** ロールオーバーは同一の金融機関でNISA非課税管理勘定を設定している場合のみ可能です。

### Q8 | 現在つみたてNISAを利用しています。つみたてNISAにロールオーバーできますか？

**A** ロールオーバーは同一の金融機関でNISA非課税管理勘定を設定している場合のみ可能です。つみたてNISA(累積投資勘定)へはロールオーバーできません。2019年もつみたてNISAを利用されたい場合は、非課税期間終了を迎えたファンドはロールオーバーではなく、課税口座への移管または年内の解約手続きをご検討ください。

本リーフレットは2018年9月時点の法令を基に作成しています。